体が人又は物件に対する危険を防止するためやむを得ずに行う措置については、この限りでない。

イ　当該他の無人航空機との間に安全な間隔を確保して飛行させること。

ロ　イの方法によることができない場合であつて、衝突のおそれがあると認められるときは、無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じること。

（削る）

第二百三十六条の六　法第百三十二条の二第七号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

第二百三十六条の七　第百九十四条第一項の規定は、法第百三十二条の二第九号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第百九十四条第一項第八号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第百三十二条の二第九号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

（飛行の方法によらない飛行の承認）

第二百三十六条の八　法第百三十二条の二ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第百三十二条の二第五号から第十号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由

五～八　（略）

（捜索又は救助のための特例）

第二百三十六条の九　（略）

第二百三十六条の十　（略）

（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）

第二百三十九条の二　法第百三十四条の三第一項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一　ロケット、花火、ロックーンその他の物件を法第百三十四条の三第一項の空域（当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあつては、次に掲げる空域に限る。）に打ち上げること。

イ　進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ　法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ　イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

二　気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

三　凧を第一号の空域に揚げること。

四　模型航空機（無人航空機を除く。次条において同じ。）を第一号の空域で飛行させること。

五　可視光線であるレーザー光を第一号の空域を飛行する航空機に向かつて照射すること。

六　航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。

七　ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号の空域で行うこと。

（飛行の方法）

第二百三十六条の四　法第百三十二条の二第三号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

第二百三十六条の五　第百九十四条第一項の規定は、法第百三十二条の二第五号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第百九十四条第一項第八号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第百三十二条の二第五号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

（飛行の方法によらない飛行の承認）

第二百三十六条の六　法第百三十二条の二ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第百三十二条の二各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由

五～八　（略）

（捜索又は救助のための特例）

第二百三十六条の七　（略）

第二百三十六条の八　（略）

（新設）